

条例改正に伴う新旧対照表

平成26年

奈良市議会12月定例会

奈良市個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第43条 <u>この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理させるほか、個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することとさせるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第43条 <u>次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定によりその権限に属することとされた事項</u> (2) <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属することとされた事項</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議すること。</u></p> <p>2～6 略</p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(1週間の勤務時間)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p>
<p>3 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により<u>前2項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p>	<p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により<u>前3項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p>
<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p>
<p>_____、再任用短時間勤務職員については、<u>これらの日</u> _____に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>	<p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、<u>日曜日及び土曜日</u>に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>
<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし</p>	<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u></p>

現行	改正案
<p>____、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日</p> <p>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要</p> <p>により、4週間ごとの期間につき8日（____再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日_____</p> <p>_____を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）</p> <p>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障</p>

現行	改正案
<p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(_____再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例(前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下第6項までにおいて同じ。)の施行前に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。</p> <p>2～7 略</p>	<p><u>が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(<u>育児短時間勤務職員等及び</u>再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例(前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下第6項までにおいて同じ。)の施行前に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。</p> <p>2～7 略</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15</p>
<p>並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p>	<p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p>
<p>第9条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p>	<p>第9条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号。以下「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p>
<p>2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>	<p>2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>
	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>
	<p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
	<p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p>
	<p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

現行	改正案
	<p>(<u>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</u>)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p>(3) <u>育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p>(4) <u>育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p>(5) <u>育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</u></p>

現行	改正案
	<p><u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> <u>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</u></p> <p>第12条 <u>育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間等条例第5条に規定する勤務日をいう。）が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</u></p> <p><u>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u> <u>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</u></p> <p>第13条 <u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市長が規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。</u> <u>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</u></p> <p>第14条 <u>育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p>

現行	改正案
<p>この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2・3 略 (部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>	<p>2・3 略 (部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>
<p>第12条 略 (部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>第20条 略 (部分休業の承認の取消事由)</p>
<p>第13条 略 (教員の育児休業等)</p>	<p>第21条 略 (教員の育児休業等)</p>
<p>第14条 略 (その他)</p>	<p>第22条 略 (その他)</p>
<p>第15条 略 附 則</p>	<p>第23条 略 附 則</p>
<p>(奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p>	<p>(奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p>
<p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第12条の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。</p>	<p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。</p>

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
107	薬局開設許可申請手数料	薬事法 （昭和35年法律第145号 ）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円	107	薬局開設許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「 <u>医薬品医療機器等法</u> 」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
107 の2	薬局開設許可の更新申請手数料	薬事法 第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円	107 の2	薬局開設許可の更新申請手数料	医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
107 の3	薬局製造販売の医薬品製造販売業許可申請手数料	薬事法 第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売の医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないものをいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 6,300円	107 の3	薬局製造販売の医薬品製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売の医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないものをいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 6,300円

現行				改正案			
107 の4	薬局製造販売 医薬品製造販 売業許可更新 申請手数料	薬事法 第12条第2 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売業の許可の更 新の申請に対する審査	1件につき 4,000円	107 の4	薬局製造販売 医薬品製造販 売業許可更新 申請手数料	医薬品医療機器等法第12条第2 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売業の許可の更 新の申請に対する審査	1件につき 4,000円
107 の5	薬局製造販売 医薬品製造業 許可申請手 料	薬事法 第13条第1 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造業の許可の申請に 対する審査	1件につき 11,000円	107 の5	薬局製造販売 医薬品製造業 許可申請手 料	医薬品医療機器等法第13条第1 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造業の許可の申請に 対する審査	1件につき 11,000円
107 の6	薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料	薬事法 第13条第3 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造業の許可の更新の 申請に対する審査	1件につき 5,600円	107 の6	薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料	医薬品医療機器等法第13条第3 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造業の許可の更新の 申請に対する審査	1件につき 5,600円
107 の7	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認申請手 数料	薬事法 第14条第1 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認の申請 に対する審査	1品目につき 90円	107 の7	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認申請手 数料	医薬品医療機器等法第14条第1 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認の申請 に対する審査	1品目につき 90円
107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	薬事法 第14条第9 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	1品目につき 90円	107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	医薬品医療機器等法第14条第9 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	1品目につき 90円
107 の9	医薬品店舗販 売業許可申請 手数料	薬事法 第24条第1 項の規定に基づく医薬品の店舗 販売業(以下「医薬品店舗販売業」 という。)の許可の申請に対する 審査	1件につき 29,000円	107 の9	医薬品店舗販 売業許可申請 手数料	医薬品医療機器等法第24条第1 項の規定に基づく医薬品の店舗 販売業(以下「医薬品店舗販売業」 という。)の許可の申請に対する 審査	1件につき 29,000円

現行				改正案			
108	医薬品店舗販売業許可更新申請手数料	薬事法 第24条第2項の規定に基づく医薬品店舗販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円	108	医薬品店舗販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品店舗販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
108 の2	薬局製造販売 の2 医薬品製造販売業許可証書 換え交付手数料	薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第5条第1項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円	108 の2	薬局開設許可 の2 証書換え交付 手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の3	薬局製造販売 の3 医薬品製造販売業許可証再 交付手数料	薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円	108 の3	薬局開設許可 の3 証再交付手 数料	医薬品医療機器等法施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	1件につき 2,900円
108 の4	薬局製造販売 の4 医薬品製造業 許可証書換え 交付手数料	薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円	108 の4	薬局製造販売 の4 医薬品製造販 売業許可証書 換え交付手 数料	医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の5	薬局製造販売 の5 医薬品製造業 許可証再交付 手数料	薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	1件につき 2,900円	108 の5	薬局製造販売 の5 医薬品製造販 売業許可証再 交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円

現行				改正案			
108 の6	薬局開設許可 証書換え交付 手数料	薬事法施行令第45条第1項の規 定に基づく薬局開設の許可証の 書換え交付	1件につき 2,000円	108 の6	薬局製造販売 医薬品製造業 許可証書換え 交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第12 条第1項の規定に基づく薬局製 造販売医薬品の製造業の許可証 の書換え交付	1件につき 2,000円
109	医薬品店舗販 売業許可証書 換え交付手数 料	薬事法施行令 第45 条第1項の規定に基づく医薬品 店舗販売業の許可証の書換え交 付	1件につき 2,000円	108 の7	薬局製造販売 医薬品製造業 許可証再交付 手数料	医薬品医療機器等法施行令第13 条第1項の規定に基づく薬局製 造販売医薬品の製造業の許可証 の再交付	1件につき 2,900円
109 の2	薬局開設許可 証再交付手数 料	薬事法施行令第46条第1項の規 定に基づく薬局開設の許可証の 再交付	1件につき 2,900円	109	医薬品店舗販 売業許可証書 換え交付手数 料	医薬品医療機器等法施行令第45 条第1項の規定に基づく医薬品 店舗販売業の許可証の書換え交 付	1件につき 2,000円
110	医薬品店舗販 売業許可証再 交付手数料	薬事法施行令 第46 条第1項の規定に基づく医薬品 店舗販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円	110	医薬品店舗販 売業許可証再 交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第46 条第1項の規定に基づく医薬品 店舗販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
略	略	略	略	略	略	略	略
137 の6	犬ねこ引取り 手数料	動物の愛護及び管理に関する法 律第35条第1項の規定に基づく 犬又はねこの引取り	1頭につき 3,000円	137 の6	犬猫引取り 手数料	動物の愛護及び管理に関する法 律第35条第1項の規定に基づく 犬又は猫の引取り	1頭につき 3,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
略	略	略	略	略	略
帯解保育園	奈良市田中町412番地	160人	帯解保育園	奈良市柴屋町20番地	160人
略	略	略	略	略	略

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(児童育成料)</p> <p>第6条 バンビーホームに入所した児童の保護者は、児童育成料を納付しなければならない。</p> <p>2 児童育成料の額は、児童1人につき、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 通常保育(延長保育以外の保育をいう。) 月額<u>3,000円</u>(同一世帯から2人以上の児童がバンビーホームに入所している場合の2人目の児童に係る額は月額<u>2,000円</u>、3人目以降の児童に係る額は無料)</p> <p>(2) 延長保育 1日当たりの保育時間1時間につき月額<u>1,000円</u>(同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用している場合の2人目の児童に係る額は月額<u>500円</u>、3人目以降の児童に係る額は無料)</p>	<p>(児童育成料)</p> <p>第6条 バンビーホームに入所した児童の保護者は、児童育成料を納付しなければならない。</p> <p>2 児童育成料の額は、児童1人につき、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 通常保育(延長保育以外の保育をいう。) 月額<u>5,000円</u>(同一世帯から2人以上の児童がバンビーホームに入所している場合の2人目の児童に係る額は月額<u>2,500円</u>、3人目以降の児童に係る額は無料)</p> <p>(2) 延長保育 月額<u>2,000円</u>(同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用している場合の2人目の児童に係る額は月額<u>1,000円</u>、3人目以降の児童に係る額は無料)</p>

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（附則第2条による改正）

現行	改正案
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号</u>）に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号）第14条第9号</u>）に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（附則第3条による改正）

現行	改正案
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号 _____ に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号 _____ に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 _____ 年奈良市条例第 _____ 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例第14条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表（附則第2条による改正）

現行	改正案
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）</p> <p>第43条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）</p> <p>第43条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 略</p>

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表（附則第3条による改正）

現行	改正案
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号 _____ に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号 _____</u> に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準第31条各号 _____</u> に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) 略</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 _____ 年奈良市条例第 _____ 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第32条各号 _____</u> に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準条例第33条各号 _____</u> に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) 略</p>

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(診療の方針)</p> <p>第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、旧指定介護療養型医療施設基準第16条に規定する厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 旧指定介護療養型医療施設基準第16条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>薬事法</u> _____ (昭和35年法律第145号) <u>第2条第16項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 略</p>	<p>(診療の方針)</p> <p>第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、旧指定介護療養型医療施設基準第16条に規定する厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 旧指定介護療養型医療施設基準第16条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> (昭和35年法律第145号) <u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 略</p>

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

奈良市観光自動車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 336 1066 480"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市転害門前観光駐車場</td> <td>奈良市手貝町14番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入出庫時間)</p> <p>第3条の3 自動車を駐車場に入出庫できる時間は、<u>午前8時から午後8時</u>までとする。ただし、月ぎめにより駐車場を利用する場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>駐車料金</u>)</p> <p>第4条 _____ 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表____に定める<u>駐車料金</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他の理由により必要がある自動車として規則で定める自動車については、<u>駐車料金</u>を徴収しない。</p> <p>(<u>駐車料金の還付</u>)</p> <p>第5条 既納の<u>駐車料金</u> _____ は還付しない。ただし、機器の故障により駐車場を利用することができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	名称	位置	奈良市転害門前観光駐車場	奈良市手貝町14番地の1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 336 2067 480"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市転害門前観光駐車場</td> <td>奈良市手貝町14番地の1</td> </tr> <tr> <td>奈良市奈良町南観光駐車場</td> <td>奈良市井上町11番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入出庫時間)</p> <p>第3条の3 自動車を駐車場に入出庫できる時間は、別表第1のとおり _____ とする。ただし、月ぎめにより駐車場を利用する場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第4条 奈良市転害門前観光駐車場を利用する者 _____ は、別表第2に定める<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他の理由により必要がある自動車として規則で定める自動車については、<u>使用料</u>を徴収しない。</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第4条の2 奈良市奈良町南観光駐車場を利用する者は、その利用に係る<u>料金</u>(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、公益上その他の理由により必要がある自動車として規則で定める自動車については、<u>利用料金</u>を徴収しないものとする。</p> <p>(<u>使用料等の還付</u>)</p> <p>第5条 既納の<u>使用料又は利用料金</u>は還付しない。ただし、機器の故障により駐車場を利用することができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	名称	位置	奈良市転害門前観光駐車場	奈良市手貝町14番地の1	奈良市奈良町南観光駐車場	奈良市井上町11番地
名称	位置										
奈良市転害門前観光駐車場	奈良市手貝町14番地の1										
名称	位置										
奈良市転害門前観光駐車場	奈良市手貝町14番地の1										
奈良市奈良町南観光駐車場	奈良市井上町11番地										

現行	改正案																		
<p>(損害賠償)</p> <p>第7条 利用者_____は、駐車場の施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第7条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第3条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 400 2067 542"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>入出庫できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市転害門前観光駐車場</td> <td>午前8時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>奈良市奈良町南観光駐車場</td> <td>午前0時から午後12時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	入出庫できる時間	奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から午後8時まで	奈良市奈良町南観光駐車場	午前0時から午後12時まで												
名称	入出庫できる時間																		
奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から午後8時まで																		
奈良市奈良町南観光駐車場	午前0時から午後12時まで																		
<p>別表 (第4条関係)</p> <p>1 駐車時間が24時間以内の場合の<u>駐車料金</u> (1台につき)</p> <table border="1" data-bbox="172 635 1066 777"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>駐車料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以内の場合</td> <td>30分までごとにつき100円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超える場合</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車時間が24時間を超える場合の<u>駐車料金</u> (1台につき) 駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た<u>駐車料金</u>を加えた額とする。</p> <p>3 月ぎめで駐車場を利用する場合の<u>駐車料金</u> (1台につき) 1月につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額</p>	駐車時間	駐車料金	4時間以内の場合	30分までごとにつき100円	4時間を超える場合	800円	<p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1 駐車時間が24時間以内の場合の<u>使用料</u> (1台につき)</p> <table border="1" data-bbox="1173 635 2067 777"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以内の場合</td> <td>30分までごとにつき100円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超える場合</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車時間が24時間を超える場合の<u>使用料</u> (1台につき) 駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た<u>使用料</u>を加えた額とする。</p> <p>3 月ぎめで駐車場を利用する場合の<u>使用料</u> (1台につき) 1月につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>別表第3 (第4条の2関係)</p> <p>1 駐車時間が24時間以内の場合の<u>利用料金の上限</u> (1台につき)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1137 2067 1279"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以内の場合</td> <td>30分までごとにつき100円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超える場合</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車時間が24時間を超える場合の<u>利用料金の上限</u> (1台につき) 駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た<u>利用料金の上限</u>を加えた額とする。</p>	駐車時間	金額	4時間以内の場合	30分までごとにつき100円	4時間を超える場合	800円	駐車時間	金額	4時間以内の場合	30分までごとにつき100円	4時間を超える場合	800円
駐車時間	駐車料金																		
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円																		
4時間を超える場合	800円																		
駐車時間	金額																		
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円																		
4時間を超える場合	800円																		
駐車時間	金額																		
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円																		
4時間を超える場合	800円																		

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>（1） 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</p> <p>（2） 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p>	<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>（1） 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</p> <p>（2） 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u>に定める給付</p>

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行	改正案																																																						
<p>(設置等)</p>	<p>(設置)</p>																																																						
<p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置する。</p>	<p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置する。</p>																																																						
<p>2 前項の幼稚園のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「認定こども園」という。）においては、学校教育法による幼児教育のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する子育て支援事業を実施する。</p>																																																							
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																																																						
<p>第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">幼稚園</td> <td>奈良市立飛鳥幼稚園</td> <td>奈良市紀寺町826番地</td> </tr> <tr> <td>奈良市立鼓阪幼稚園</td> <td>奈良市雑司町355番地</td> </tr> <tr> <td>奈良市立済美幼稚園</td> <td>奈良市西木辻町28番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市立大宮幼稚園</td> <td>奈良市大宮町二丁目1番16号</td> </tr> <tr> <td>奈良市立認定こども園都跡幼稚園</td> <td>奈良市四条大路五丁目2番55号</td> </tr> <tr> <td>奈良市立大安寺幼稚園</td> <td>奈良市大安寺一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	小学校	略	略	中学校	略	略	高等学校	略	略	幼稚園	奈良市立飛鳥幼稚園	奈良市紀寺町826番地	奈良市立鼓阪幼稚園	奈良市雑司町355番地	奈良市立済美幼稚園	奈良市西木辻町28番地	略	略	奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号	奈良市立認定こども園都跡幼稚園	奈良市四条大路五丁目2番55号	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">幼稚園</td> <td>奈良市立飛鳥幼稚園</td> <td>奈良市紀寺町826番地</td> </tr> <tr> <td>奈良市立済美幼稚園</td> <td>奈良市西木辻町28番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市立大宮幼稚園</td> <td>奈良市大宮町二丁目1番16号</td> </tr> <tr> <td>奈良市立大安寺幼稚園</td> <td>奈良市大安寺一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	小学校	略	略	中学校	略	略	高等学校	略	略	幼稚園	奈良市立飛鳥幼稚園	奈良市紀寺町826番地	奈良市立済美幼稚園	奈良市西木辻町28番地	略	略	奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号	略	略
種別	名称	位置																																																					
小学校	略	略																																																					
中学校	略	略																																																					
高等学校	略	略																																																					
幼稚園	奈良市立飛鳥幼稚園	奈良市紀寺町826番地																																																					
	奈良市立鼓阪幼稚園	奈良市雑司町355番地																																																					
	奈良市立済美幼稚園	奈良市西木辻町28番地																																																					
	略	略																																																					
	奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号																																																					
	奈良市立認定こども園都跡幼稚園	奈良市四条大路五丁目2番55号																																																					
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号																																																					
略	略																																																						
種別	名称	位置																																																					
小学校	略	略																																																					
中学校	略	略																																																					
高等学校	略	略																																																					
幼稚園	奈良市立飛鳥幼稚園	奈良市紀寺町826番地																																																					
	奈良市立済美幼稚園	奈良市西木辻町28番地																																																					
	略	略																																																					
	奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号																																																					
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号																																																					
	略	略																																																					

現行		改正案	
奈良市立明治幼稚園	奈良市神殿町598番地の1	奈良市立明治幼稚園	奈良市神殿町598番地の1
奈良市立精華幼稚園	奈良市高樋町1,239番地の1	奈良市立伏見幼稚園	奈良市菅原町367番地
奈良市立伏見幼稚園	奈良市菅原町367番地	奈良市立あやめ池幼稚園	奈良市あやめ池南九丁目948番地の1
奈良市立あやめ池幼稚園	奈良市あやめ池南九丁目948番地の1	奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号
奈良市立認定こども園富雄南幼稚園	奈良市中町4,174番地	略	略
奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号	奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号
略	略	奈良市立認定こども園青和幼稚園	奈良市百楽園四丁目1番1号
奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号	奈良市立右京幼稚園	奈良市右京四丁目11番地の1
奈良市立認定こども園青和幼稚園	奈良市百楽園四丁目1番1号	略	略
奈良市立右京幼稚園	奈良市右京四丁目11番地の1	奈良市立富雄第三幼稚園	奈良市帝塚山南二丁目11番2号
略	略	奈良市立帯解幼稚園	奈良市田中町412番地
奈良市立富雄第三幼稚園	奈良市帝塚山南二丁目11番2号	奈良市立平城西幼稚園	奈良市東登美ヶ丘三丁目1,168番地
奈良市立帯解幼稚園	奈良市田中町412番地	略	略
奈良市立平城西幼稚園	奈良市東登美ヶ丘三丁目1,168番地	奈良市立伏見南幼稚園	奈良市宝来五丁目5番3号
略	略	奈良市立認定こども園左京幼稚園	奈良市左京三丁目1番地の2
奈良市立伏見南幼稚園	奈良市宝来五丁目5番3号		
奈良市立認定こども園左京幼稚園	奈良市左京三丁目1番地の2		

奈良市下水道条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(代理人の選定)</u> 第4条 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者 <u>(同項ただし書の規定により排水設備の設置義務の免除等の許可を受けた者を除く。)</u>又は下水を排除して公共下水道を使用する者は、本市内に居住しないときその他管理者が必要と認めるときは、法令又はこの条例に定める事項を処理するため、本市内に居住する者のうちから代理人を選定し、これを管理者に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号の一に該当するものであつてはならない。</p>	<p>第4条 削除</p>
<p><u>(1) 未成年者</u> <u>(2) 成年被後見人</u> <u>(3) 被保佐人</u> <u>(4) 現に破産手続開始の決定を受けている者</u> (排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>中欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>	<p>(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径_____は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>

現行			改正案				
	排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	<u>こう配</u>		排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	
	150未満	100以上	100分の2以上		150未満	100以上	
	150以上300未満	125以上	100分の1.7以上		150以上300未満	125以上	
	300以上500未満	150以上	100分の1.5以上		300以上500未満	150以上	
	500以上	200以上	100分の1.2以上		500以上	200以上	
<p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び<u>こう配</u>は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>中欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>				<p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径_____は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の<u>右欄</u>に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>			
	排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	<u>こう配</u>		排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	
	200未満	100以上	100分の2以上		200未満	100以上	
	200以上400未満	125以上	100分の1.7以上		200以上400未満	125以上	
	400以上600未満	150以上	100分の1.5以上		400以上600未満	150以上	
	600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上		600以上1,500未満	200以上	
	1,500以上	250以上	100分の1以上		1,500以上	250以上	
<p>第43条 次の各号の一に該当する者には、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条の規定による代理人の選定の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第16条の規定による使用開始等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第26条第2項の規定による届出を行わなかつた者</p>				<p>第43条 次の各号の一に該当する者には、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第16条の規定による使用開始等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第26条第2項の規定による届出を行わなかつた者</p>			

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条及び第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第4条及び第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条及び第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第4条及び第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

現行

改正案

別表（第5条関係）

別表（第5条関係）

給料表

給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500	

現行												改正案											
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700		19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700	
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900		20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900	
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100		21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100	
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000			22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400		
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500			23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900		
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000			24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400		
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300			25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600		
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400			26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700		
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600			27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900		
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800			28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100		
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000			29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200		
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900			30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100		
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800			31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000		
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700			32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900		
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500			33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700		
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400			34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600		
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300			35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500		
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200			36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200		
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100			37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100		
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000			38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000		
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900			39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900		

現行											改正案										
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800		40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700		41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000			
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800			
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400			
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200			
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400				
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100				
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900				
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500				
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200				
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000				
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800				
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400				
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200				
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000				
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600				
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200				
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000				
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800				
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600				

現行										改正案									
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200				62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900				63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600				64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				

現行										改正案									
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
86	239,700	294,800	343,200	383,900						86	241,000	295,900	344,000	383,900					
87	240,400	295,100	343,700	384,500						87	241,700	296,200	344,500	384,500					
88	241,100	295,500	344,200	385,100						88	242,400	296,600	344,900	385,100					
89	241,900	295,800	344,600	385,800						89	243,100	296,900	345,200	385,800					
90	242,400	296,200	345,100	386,400						90	243,600	297,300	345,600	386,400					
91	242,900	296,600	345,600	387,000						91	244,100	297,700	346,100	387,000					
92	243,400	297,000	346,100	387,600						92	244,600	298,100	346,500	387,600					
93	243,700	297,100	346,300	388,300						93	244,900	298,200	346,700	388,300					
94		297,500	346,800							94		298,500	347,100						
95		297,900	347,300							95		298,900	347,600						
96		298,300	347,800							96		299,300	348,000						
97		298,500	347,900							97		299,500	348,100						
98		298,900	348,400							98		299,800	348,600						
99		299,300	348,900							99		300,200	349,100						
100		299,700	349,400							100		300,600	349,400						
101		299,900	349,700							101		300,800	349,700						

現行												改正案													
		102		300,300	350,100									102		301,100	350,100								
		103		300,700	350,500									103		301,500	350,500								
		104		301,100	350,900									104		301,800	350,900								
		105		301,300	351,400									105		302,000	351,400								
		106		301,600	351,800									106		302,300	351,800								
		107		302,000	352,200									107		302,700	352,200								
		108		302,400	352,600									108		303,000	352,600								
		109		302,600	353,100									109		303,200	353,100								
		110		303,000	353,500									110		303,600	353,500								
		111		303,400	353,900									111		304,000	353,900								
		112		303,700	354,200									112		304,300	354,200								
		113		303,800	354,700									113		304,400	354,700								
		114		304,200										114		304,700									
		115		304,600										115		305,000									
		116		305,000										116		305,400									
		117		305,200										117		305,600									
		118		305,500										118		305,800									
		119		305,800										119		306,100									
		120		306,100										120		306,400									
		121		306,500										121		306,800									
		122		306,800										122		307,000									

現行												改正案												
	123		307,100										123		307,300									
	124		307,400										124		307,600									
	125		307,800										125		308,000									
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500		再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p>
<p>第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する_____。</p>	<p>第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する<u>ものとし、その者の給料月額</u>は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する_____。</p>	<p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する<u>ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額</u>は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定する<u>ものとする</u>_____。</p>	<p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定する<u>ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額</u>は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</p>
<p>5～8 略</p>	<p>5～8 略</p>

現行	改正案
<p>9 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>9 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。<u>ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第7条の2 _____法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）</u>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（地域手当）</p>	<p>第7条の2 <u>再任用職員</u>で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>勤務時間等条例</u> _____ 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（地域手当）</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 医療業務に従事する医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>	<p>3 医療業務に従事する医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>
<p>4 前2項の規定にかかわらず、東京都の特別区内に在勤する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の18</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>（通勤手当）</p>	<p>4 前2項の規定にかかわらず、東京都の特別区内に在勤する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の20</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>（通勤手当）</p>
<p>第16条の4 略</p>	<p>第16条の4 略</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>（1） 略</p>	<p>（1） 略</p>
<p>（2） 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交</p>	<p>（2） 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交</p>

現行	改正案
<p>通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては6,900円をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額（_____再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては6,900円をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額（<u>育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>）</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(単身赴任手当)</p>	<p>(単身赴任手当)</p>
<p>第16条の5 略</p>	<p>第16条の5 略</p>
<p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>（市長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額</p> <p>に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が規則で定める額を加算した額）とする。</p>	<p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>（市長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額</p> <p>に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が規則で定める額を加算した額）とする。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p>	<p>3 <u>勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(時間外勤務手当)</p>
<p>第17条 勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、</p>	<p>第17条 勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、</p>

現行	改正案
<p>第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額</p>	<p>第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>_____を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>_____を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等(市長が規則で定める日を除く。_____)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等(市長が規則で定める日を除く。<u>次項において「週休日等」という。</u>)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
<p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p>

現行	改正案
<p>額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額</p>	<p>額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>_____及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p>	<p>_____及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p>
<p>第27条の2 第11条から第15条まで、第16条第3項、第16条の3及び第16条の5の規定は、再任用職員には適用しない。</p>	<p>第27条の2 第11条から第15条まで、第16条第3項及び第16条の3_____の規定は、再任用職員には適用しない。</p>
<p>附 則</p> <p>（55歳を超える職員の給料月額の特例）</p> <p>18 当分の間_____、55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員（再任用職員を除く。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>附 則</p> <p>（55歳を超える職員の給料月額の特例）</p> <p>18 <u>平成30年3月31日までの間</u>、55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員（再任用職員を除く。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉</p>	<p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉</p>

現行

改正案

手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表(第5条関係)

別表(第5条関係)

給料表

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
再任用職員以外の職員	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
再任用職員以外の職員	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,800	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200

現行													改正案												
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300			17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500		
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500			18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500		
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700			19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400		
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900			20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300		
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100			21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200		
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400			22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800				
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900			23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300				
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400			24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800				
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600			25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900				
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700			26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000				
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900			27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200				
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100			28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400				
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200			29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400				
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100			30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300				
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000			31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200				
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900			32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100				
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700			33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900				
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600			34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800				
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500			35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500				
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200			36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000				
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100			37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700				

現行												改正案											
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000			38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300		
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900			39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100		
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800			40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700		
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700			41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200		
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000				42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300			
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800				43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700			
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400				44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000			
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200				45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300			
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400					46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700				
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100					47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100				
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900					48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800				
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500					49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300				
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200					50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700				
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000					51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100				
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800					52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500				
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400					53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900				
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200					54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300				
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000					55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700				
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600					56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000				
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200					57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300				
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000					58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700				
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800					59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000				

現行										改正案									
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600			60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200			61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600				62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200				63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800				64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100				65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700				66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400				67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900				68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400				69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100				70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800				71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500				72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000				73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700				74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400				75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100				76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600				77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100					78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800					79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500					80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			

現行										改正案										
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000					81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900				
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700					82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200				
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400					83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500				
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100					84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700				
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600					85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	295,900	344,000	383,900						86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	296,200	344,500	384,500						87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	296,600	344,900	385,100						88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	296,900	345,200	385,800						89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	297,300	345,600	386,400						90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	297,700	346,100	387,000						91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	298,100	346,500	387,600						92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	298,200	346,700	388,300						93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		298,500	347,100							94		292,500	340,300							
95		298,900	347,600							95		292,900	340,800							
96		299,300	348,000							96		293,300	341,200							
97		299,500	348,100							97		293,500	341,300							
98		299,800	348,600							98		293,800	341,800							
99		300,200	349,100							99		294,200	342,200							
100		300,600	349,400							100		294,600	342,500							
101		300,800	349,700							101		294,800	342,800							
102		301,100	350,100							102		295,100	343,200							

現行												改正案													
		103		301,500	350,500									103		295,500	343,600								
		104		301,800	350,900									104		295,800	344,000								
		105		302,000	351,400									105		296,000	344,500								
		106		302,300	351,800									106		296,300	344,900								
		107		302,700	352,200									107		296,700	345,300								
		108		303,000	352,600									108		297,000	345,700								
		109		303,200	353,100									109		297,200	346,200								
		110		303,600	353,500									110		297,600	346,600								
		111		304,000	353,900									111		298,000	346,900								
		112		304,300	354,200									112		298,300	347,200								
		113		304,400	354,700									113		298,400	347,700								
		114		304,700										114		298,700									
		115		305,000										115		299,000									
		116		305,400										116		299,400									
		117		305,600										117		299,600									
		118		305,800										118		299,800									
		119		306,100										119		300,100									
		120		306,400										120		300,400									
		121		306,800										121		300,800									
		122		307,000										122		301,000									
		123		307,300										123		301,300									
		124		307,600										124		301,600									

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">424,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">541,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">617,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">721,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	号給	給 料 月 額	1	円 375,000	2	424,000	3	477,000	4	541,000	5	617,000	6	721,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 377,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">479,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">542,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">618,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	号給	給 料 月 額	1	円 377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000
号給	給 料 月 額																												
1	円 375,000																												
2	424,000																												
3	477,000																												
4	541,000																												
5	617,000																												
6	721,000																												
号給	給 料 月 額																												
1	円 377,000																												
2	426,000																												
3	479,000																												
4	542,000																												
5	618,000																												
6	722,000																												

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>54,150円</u></p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>70,400円</u></p>

現行	改正案
<p>(2) 第2号区分 <u>50,000円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>45,850円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>41,700円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>33,350円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>25,000円</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>20,850円</u></p> <p>(8) 第8号区分 <u>16,700円</u></p> <p>(9) 第9号区分 零</p>	<p>(2) 第2号区分 <u>65,000円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>59,550円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>43,350円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>32,500円</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>27,100円</u></p> <p>(8) 第8号区分 <u>21,700円</u></p> <p>(9) 第9号区分 零</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>
<p><u>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</u></p>	
<p><u>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p>	<p><u>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p>
<p><u>(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零</u></p>	<p><u>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零</u></p>
<p><u>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p>	<p><u>(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p>
<p><u>(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零</u></p>	<p><u>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零</u></p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>